

加美町の商店街
でお店を出したい!!

空き店舗 活用 しませんか？

うちの空き店舗
貸したいなあ

中心商店街にある空き店舗対策の一環として、町が指定する区域の空き店舗を活用して、新規に出店する方や店舗併用住宅の所有者が店舗として活用しやすくするための改修費等の一部を補助します。

商店街の空き店舗を借り新規出店する方 や 空き店舗を貸したい方は、ぜひご利用ください。

※「空き店舗」とは、商業活動を休止してから2か月以上経過している店舗であって、町が指定する区域の歩道又は道路に面しているものとなります。

募集期間 2020年8月3日(月)～2021年2月26日(金)

① 新規出店事業



空き店舗でカフェをしたいけど、設備投資が結構掛かるな〜



新規出店者

空き店舗を借りて新規出店することになったけど、改装費用が掛かるな〜

■ 補助対象事業

町が指定する区域の空き店舗を活用（改装）して新規に出店する者（新規出店者）が行う、次のいずれにも該当する事業（以下「新規出店事業」という。）

- ア 小売業、飲食業その他商店街の活性化に寄与すると町長が認める業種であるもの
- イ 店舗の1階部分で営業活動を行うもの
- ウ 出店後2年以上継続して営業するもの
- エ 週5日以上、昼間に営業するもの
- オ 中心商店街の他の店舗から移転して出店することにより、移転前の店舗を空き店舗としないもの

■ 補助申請者 **新規出店者**（個人、法人）

■ 補助対象経費 **新規出店に要する経費。**（店舗の改装費及び設備費、店舗の設計費）

■ 補助率および補助金額 上記経費合計額の**1/2以内。**（上限額50万円）

【問い合わせ】加美町役場 商工観光課
☎0229-63-6000 FAX0229-63-2037

裏面もご覧ください

②店舗併用住宅改修事業 (①新規出店事業と併せての申請となります)



新規出店者

商店街の空き店舗を借りたいけど、店舗併用住宅だから住居と分離して借りられないかな〜

空店舗を貸すのはいいけど、自宅とつながっているから改修が必要だな〜。以前の什器もそのままだし



空店舗所有者

■補助対象事業

空き店舗の所有者が『①新規出店事業』の実施を可能にするために、所有する店舗併用住宅等を自ら改修する事業（必要な部分の改修に限る。）

※『②店舗併用住宅改修事業』の申請は、『①新規出店事業』と同時の申請となります。

■補助申請者

新規出店者が入店する**補助対象建築物の所有者**（共有の場合は代表者）

■補助対象経費

「①新規出店事業」に伴う経費。

（店舗と住居部分の分離に関する工事、既存設置物の処分費 等）

■補助率および補助金額

上記経費合計額の**1/2以内**。（上限額**50万円**）

◆注意事項

補助金の交付には次の条件があります。また、予算額に達した時点で受付を終了します。

《共通》

- ・町税等を滞納していないこと。
- ・暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

《新規出店者》

- ・加美町商工会の会員又は会員となる者であること。
- ・対象店舗の属する商店街で積極的に事業を営む意欲があること。
- ・空き店舗所有者と同一世帯又は生計を一にする者又は3親等以内の親族でないこと
- ・空き店舗の所有者が役員でないこと。

※本事業の「空き店舗」および「商店街」は町指定の区域内となります。該当区域については商工観光課までお問い合わせください。

◆手続きの流れ

